資料１

帰宅困難者に関する調査業務委託　仕様書

1 業務名

帰宅困難者に関する調査業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和８年８月 31 日まで

3 履行場所

市民局 防災・危機管理部

4 業務の目的

本業務は、福岡市内の通勤・通学者や観光客などが多いエリアにおいて、災害時に相当数発生することが予想される帰宅困難者について、実効性のある対策を検討するために、それらのエリアにおける帰宅困難者の数を推計するもの

5 調査対象エリア

調査対象エリアは、次のとおりとする。

①天神エリア　　（西鉄福岡（天神）駅を中心とした概ね 1km 圏域）

②博多駅エリア　（ＪＲ博多駅を中心とした概ね 1km 圏域）

③上記①②のエリア以外で観光客等が集積する主要なエリア（３～５か所）

※①・②の範囲や、③のエリアの選定及びその範囲については、契約締結後に発注者と受注者の協議により定める。なお、調査エリアの数によっては、契約金額を変更する可能性がある。

6 調査対象

調査対象は、次のとおりとする。

①　調査対象エリアにおいて帰宅困難者となることが想定される者（属性を含む）

②　調査対象エリアにおいて帰宅困難者となることが想定される者のうち、勤務先・通学先・宿泊先など、一時的に身を寄せる場所がない者（以下「行き場のない帰宅困難者」という。）（属性を含む）

※　属性は、例えば、性別、年代別、居住地、目的など、市が対策を検討するために必要と考えられる情報を想定

7 業務内容

調査対象エリアにおける帰宅困難者及び行き場のない帰宅困難者の推計

・調査対象エリアにおける帰宅困難者及び行き場のない帰宅困難者を推計するための適切な手法を検討し、発注者の承認を得て、調査を実施すること。

・調査にあたっては、国内・国外からの調査対象エリアへの流入者を推計した統計データ（携帯電話の空間統計情報等）を活用すること。なお、活用する人流データは、~~発注者~~受注者にて調達すること。

・行き場のない帰宅困難者の人数の算出については、福岡県「地震に関する防災アセスメント調査報告書」の帰宅困難者率を用いること。

・令和８年６月 15 日までに速報値を算出してその結果を発注者へ説明及び報告し、令和８年８月 31 日までに確定値を算出すること。

8 打合せ・報告

受注者は、業務の進捗状況について、適宜発注者に報告を行うとともに、必要に応じて打合せを実施するものとする。

9 報告書作成

調査報告書（紙媒体１部、電子データ一式）

※　調査に使用したデータ、調査手法、算出過程、また、調査エリアごとの帰宅困難者分析データ（通勤・通学者や観光客の割合、国内・海外の流入者の割合など）を地図情報として GIS データに取りまとめることを基本とするが、報告書の様式及び記載内容の詳細は、契約締結後に発注者と協議の上決定する。

10　著作権等の取扱い

(1) 本業務を通じて制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権等は本市に帰属するものとし、本市及び各主要事業における二次利用を可能とする。

(2) 制作物のうち、第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

(3) 制作物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。受託者は成果物等について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証し、万一第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受託者が負うものとする。

11　受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

①　基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

②　従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

12　再委託について

(1) 受託者は、本委託業務全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

(2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

(3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

(4) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、本市の競争入札参加停止期間中及び排除措置期間中であってはならない。

13 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

(2) 業務の実施にあたっては、関係法令及び関係計画等を遵守すること。